

令和4年度

東近江市農業委員会  
第2回（5月期）月例総会  
議事録

1. 開催日時 令和4年5月10日（火）午前10時30分から午前11時50分

2. 開催場所 東近江市役所 新館313、314、315会議室

3. 出席委員 37人 欠席委員 3人

議席番号	出欠	議席番号	出欠
1	出	21	出
2	出	22	出
3	出	23	出
4	出	24	出
5	欠	25	出
6	出	26	出
7	出	27	出
8	出	28	出
9	出	29	出
10	出	30	出
11	出	31	出
12	出	32	出
13	出	33	出
14	欠	34	出
15	出	35	出
16	欠	36	出
17	出	37	出
18	出	38	出
19	出	39	出
20	出	40	出
議長（会長）			

#### 4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事上程

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 空家に付属した農地の指定の解除について

議案第5号 東近江市農用地利用集積計画（案）について

議案第6号 東近江市農用地利用集積計画の取消し（案）について

- 議案第7号 農用地利用配分計画（案）について
- 議案第8号 土地改良事業参加資格交替の申出について
- 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について
- 報告第3号 農地の貸借権の合意解約の報告について
- 報告第4号 市街化調整区域内における農家住宅の農業者証明の報告について

## 5. 事務局職員

### 農業委員会事務局

局長	出	主事	出
参事	出		
主任	出		

### 農業水産課

主任	出		

## 6. 会議の内容

議長 ただいまから、令和4年度、第2回（5月期）の月例総会を開会いたします。現在の出席者数は37名、欠席者数は3名ですので、この総会は成立いたします。日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議席番号7番 ○○ ○○ 委員、9番 ○○ ○○ 委員のお二人を指名します。よろしくをお願いします。

議長 それでは日程の第2、議事の上程です。委員各位への議案書送付後において、「土地改良事業参加資格交替の申出について」申し入れがあり、追加議案として上程するよう申し入れがありました。このことについて、事務局から説明があります。

事務局 議案第8号「土地改良事業参加資格交替の申出について」を追加議案として上程させていただきたいことについて説明いたします。この議案につきましては、土地改良法に基づき審議いただくもので、土地改良法施行令第1条の3第2項及び第1条の5並びに同法施行規則第2条第3項の規定により、申出書の提出のあった日から7日以内に、その申出を承認するか

否かを決定しなければならないと規定されていることから、申出日から7日以内の対応となるよう、以前から追加議案として取り扱いさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
別紙「議案第8号 土地改良事業参加資格交替の申出について」を追加議案として審議することについて、ご意見はございますか。

議 長 異議がありませんので、追加議案を上程することについて認めてよろしいか。  
(異議なし)

議 長 それでは追加議案として上程することを認めます。

議 長 最初に議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。  
事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、農地法第3条第1項の規定に基づき、農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請がありましたので、許可することについて意見を求めます。  
今回、8件の申請があり、申請人及び申請地につきましては議案書に記載のとおりです。  
契約の種類につきましては、売買が番号1から番号3、番号5から番号8です。交換が番号4です。  
なお、番号7については、4月月例総会で空家に付属した農地と指定した案件であり、取得後の耕作面積が別段面積の0.1アールを上回っており問題ありません。番号4のもう一方の交換は宅地になります。  
他の案件についても、譲受人の取得後における耕作面積は下限面積を上回っております。  
番号1について、今回は持ち分5分の1を売買し、残りの5分の4についても、今後、同じ譲受人へ売買される予定です。  
譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力するとのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。また、農作業に必要な農機具について、番号7の譲受人は家庭菜園用の草刈り機等の取得を予定しています。  
また、他の譲受人は、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、糞摺機、トラックを所有又は営農組織と共同利用しておられます。経営農地について、いずれの案件も譲受人又はその同居する世帯員等で耕作され、各申請のそれぞれにおいて全部効率利用の面で問題ないと考えます。  
これらのことから、農地法第3条第2項各号の許可要件の全てを満たしていると考えます。  
また、地区の担当農業委員からも確認書を提出いただいております、問題はないと考えます。  
以上、ご審議よろしくお願いいたします。

- 議 長 事務局の説明が終わりました。  
番号1から番号8まで一括して、ご意見ご質問のある方はお願いいたします。
- 議 長 無いようですので、採決に移ります。  
本案件を承認される方は挙手をお願いします。
- 議 長 全員賛成と認めます。  
議案第1号は可決いたしました。
- 議 長 次に議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」と関連する議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の番号9及び番号10を議題といたします。  
事務局から説明を願います。
- 事務局 議案第2号の4条申請、番号1と議案第3号の5条申請、番号9及び番号10は一体利用の事業用地ですので、一括して説明いたします。  
本件は五個荘平阪町に所在を置く五個荘平阪町自治会が、自己所有の同町地先の農地1筆面積1,095平方メートルと同町地先の農地1筆218平方メートルを賃貸借し、さらに同町地先の農地1筆76平方メートルの寄付を受け、合計1,389平方メートルの農地を自治会多目的広場として利用するため、転用の申請があったものです。  
なお、本件は土地改良事業完了後の換地処分により、平成3年の創設換地処分後から自治会用多目的広場として利用されてきましたが、農地転用の許可を受けずに造成され利用されてきており、顛末書付きの是正申請となっています。  
申請及び土地選定理由については、同自治会には住民が集える広場や災害時の避難場所の適地がなかったことから、自治会内で利便性のある当該申請地を選定したものです。顛末案件であることから転用に際して造成等の工事は行わず、雨水は自然浸透で処理されます。  
担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。
- 議 長 本案件については事前調査が行われておりますので、事前調査の報告をお願いいたします。
- 20番 5月6日に、〇〇委員、〇〇委員と一緒に現地調査を行いました。  
事務局の説明と資料画像のとおり、本案件は既に広場として利用されており、顛末書も提出されています。  
周辺農地への影響はなく、地域にとっては有用必要な施設で他に適地がなかったということで、やむを得ず許可相当と思います。
- 議 長 説明と調査報告が終わりました。  
議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」と議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の番号9及び番号10について、一括してご意見ご質問のある方はお願いいたします。
- 議 長 ございませんか。

議 長 無いようですので、採決に移ります。  
本案を承認される方は挙手をお願いいたします。

議 長 全員賛成と認めます。  
本案は可決いたしました。

議 長 続いて、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を  
議題とします。  
番号9及び番号10を除いて、事務局の説明を求めます。

事務局 番号1について説明いたします。  
本件は、新宮町に居住する者が新宮町地先の農地2筆、合計面積196平方メー  
トルの土地を売買で取得し、進入路及び駐車場として利用するために転用の申  
請があったものです。  
申請理由及び土地の選定理由につきましては、現在、申請人の自宅には駐車場  
がなく、一時的に自治会敷地を借用しております。今後も借用し続けることは  
自治会に迷惑を掛けるため、自己所有の進入路及び駐車場が必要となり、自宅  
に隣接して利便性の良い当該申請地を選定されました。  
土地の利用計画につきましては、自家用及び来客用の駐車場5台分及び駐車場  
への進入路として利用されます。  
土地の造成計画につきましては、整地して砕石仕上げとする計画です。雨水に  
ついては、地下浸透及び北西側の既存水路にて処理されます。  
担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号2について説明いたします。  
本件は、下一色町に居住する者が同町地先の農地1筆、面積99平方メートルの  
土地を贈与で取得し、農業用資材置場として利用するために転用の申請があっ  
たものです。  
なお、本案件については、平成7年に農業用物置を建築していたとして、顛末  
書付きの是正申請となっています。  
申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は自宅に隣接する農地で  
耕作をしており、自宅敷地の一部を農業用資材置場として利用していますが、  
自宅の敷地のみでは、手狭となり、農地の近隣で、利便性の良い当該申請地を  
新たな農業用資材置場として選定されました。  
土地の利用計画につきましては、農業用倉庫と、トラクターや農業用資材置場  
として利用されます。  
土地の造成計画につきましては、顛末案件のため造成等の工事は行わず、雨水  
については、地下浸透及び前面道路側溝へ放流処理されます。  
担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号3について説明いたします。  
本件は、池庄町に所在する酒類販売業等を営む事業者が、同町地先の農地1筆、  
面積3,512平方メートルの土地を売買で取得し、駐車場、作業倉庫及び小売店  
舗として利用するために転用の申請があったものです。  
申請理由及び土地の選定理由については、譲受人は業務拡大を計画しており、  
現在営業している店舗敷地では面積が不足し、駐車場は土地を借用している状

況です。業務拡大に伴い、駐車場、作業倉庫、小売店舗のスペースが必要となり、現店舗に近く県道に面して利便性の良い当該申請地を選定されました。土地の利用計画につきましては、建築面積 290.96 平方メートルの店舗、254 平方メートルの倉庫、来客用の駐車場及び保有する車両の駐車スペースとして利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状地盤からすきとり、盛土を行い、アスファルト仕上げとする計画です。雨水については、敷地内の北西に新たに側溝を設け既設排水路へ放流される計画です。

また、本案件は、滋賀県農業会議常設審議委員会の諮問案件となることから、さる 4 月 28 日に農政・許認可等検討会議を開催し、申請人立会いの下、現地調査を実施いたしました。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号 4 について説明いたします。

本件は、妹町に居住する者が同町地先の農地 1 筆、面積 710 平方メートルの土地を売買により取得し、宅地として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は、今年 10 月に結婚予定であり、自らの住宅建設に実家の近隣で利便性が良いとして当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、建築面積が 68 平方メートルの住宅建設と自家用車及び来客用の駐車場として利用されます。

土地の造成後は砕石仕上げとし、雨水については、地下浸透及び道路側溝へ放流されます。

また、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号 5 について説明いたします。

本件は、読合堂町に居住する者が同町地先の農地 1 筆、面積 88 平方メートルの土地を売買で取得し、住宅兼自動車整備工場として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件については、農地転用の許可を受けずに昭和 57 年頃に住宅兼自動車整備工場を建築していたとして、顛末書付きの申請となっています。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、所有地の調査を行っていたところ、地目が畑で、名義が自己所有でないことが判明した為、今回は正申請を行われます。

土地の利用計画につきましては、住宅兼自動車整備工場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、顛末案件のため造成等の工事は行わず、雨水については、南側の排水路へ放流されます。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号 6 について説明いたします。

本件は、猪子町に居住する者が市子沖町地先の農地 1 筆、面積 221 平方メートルの土地を売買で取得し、駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件については、昭和 59 年に譲渡人が父親から相続した際に小屋が建

っていたとして、顛末書付きの申請となっています。現在、小屋は撤去されて更地となっております。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、現在、譲受人は猪子町に居住しておりますが、申請地に隣接した家を既に購入し、今後市子沖町で生活されま  
す。購入した家には来客用駐車場のスペースがないため、家に隣接して利便性の  
良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、来客用の駐車場 4 台分として利用されます。  
土地の造成計画につきましては、顛末案件のため造成等の工事は行わず、雨水  
については、地下浸透及び南西側の既存水路にて処理されます。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号 7 について説明いたします。

本件は、大塚町及び茨城県つくば市に居住する者が大塚町地先の農地 1 筆、面  
積 92 平方メートルの土地を贈与で取得し、自己用戸建専用住宅として利用する  
ために転用の申請があったものです。

なお、本案件については、昭和 57 年に農業用倉庫を建築していたとして、顛末  
書付きの申請となっています。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、茨城県つくば市に単身赴任中の  
譲受人が地元に戻ることとなり、家族で暮らせる家が必要となり、実家に近く  
利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、建築面積が 86.09 平方メートルの自己用戸建  
専用住宅として利用されます。

土地の造成計画につきましては、顛末案件のため造成等の工事は行わず、雨水  
については、前面道路側溝にて処理されます。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号 8 についてご説明いたします。

本件は、彦根市に事務所を置き、不動産業を営む法人が、妹町地先の農地 1 筆、  
面積 437 平方メートルの土地を売買により取得し、建売住宅として利用するた  
めに転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は、不動産業を営んでお  
り近隣での住宅販売に実績があり、今後も販売需要が見込めることから当該申  
請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、建築面積が 57.96 平方メートルの住宅建設と  
自家用車及び来客用の駐車場として利用されます。

土地の造成後は転圧仕上げとし、雨水については、地下浸透及び道路側溝へ放  
流されます。

また、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号 11 について説明いたします。

本件は、今崎町に居住する方が、同町地先の農地 2 筆、合計面積 477.75 平方メ  
ートルの土地を使用貸借により権利取得し、自己用戸建専用住宅として利用す  
るために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由については、現在、今崎町の実家に両親、祖父母  
と同居していますが手狭なため、自らの住宅建設に実家の近隣で利便性の良い



当該申請地を選定しました。

土地の利用計画については、建築面積 70.39 平方メートルの住宅と自家用車の駐車場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状地盤からすきとり、盛土を行い、転圧仕上げとする計画です。雨水については、敷地内に吸込槽を設置し浸透処理されます。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

議 長 事務局の説明が終わりました。本件については事前調査が行われておりますので、事前調査の報告をお願いします。

20番 番号1について、譲受人は自宅への出入りに軽トラックの荷台くらいの道幅の通路を利用しておりますが、狭くて車両の駐車もできないことから通路隣接の土地の一部を売買取得し自己の進入路及び駐車スペースとして利用しようとされるものです。集落内農地であり、耕作はされず保管理されている土地でもあり、住民の生活上必要な土地と判断できるため、許可相当と判断します。

番号2について、譲受人が農地に隣接する土地に農業用資材置場を持っていますが手狭であることから拡張し一体利用したいという意向で今回申請をされました。実際は既に造成使用されており集落内農地であることから転用はやむを得ないと判断します。

議 長 番号3は大規模案件です。〇〇委員、よろしくをお願いします。

28番 4月28日に、農政・許認可等検討委員会を開催し申請者から説明を受け、現地確認を行いました。

申請農地は東側を県道に面し、北東に集落内道路、北側は集落の公園となっております。土地改良事業が施行されており1筆農地ではありますが、形は不整形な集落内の土地です。

譲受人は酒類の販売業のほか、空き缶の収集運搬業もされています。

現在の店舗は集落内にありますが昔からの小売店舗であることから、店舗への来客が駐車できるスペースは限られており、収集運搬用の車両についてもあちこちに分散して駐車場を借りており、集落外にも借地している状況だそうです。農振除外は昨年に行われており、譲渡人との間で売買の話を進めてきたということです。

申請地は道路からの法面で、ざっと80センチくらい道路から低くなっており、大掛かりな造成をしないと道路とフラットにはならなくて、申請者とも話しましたが相当の費用がかかると見込まれます。

店舗・事務所と倉庫、駐車スペース、緑地帯を設けて、店舗では地域の方が収穫した農作物も販売する計画があるそうです。

やや面積が大きいですが、二つの事業を行うための必要面積だと理解いたしました。

21番 番号4について、申請地は妹町地先で登記は「畑」、現況も「畑」でした。面積は710平方メートルの申請です。転用目的は売買により権利を設定し、敷地

の南側に住宅を建築、東側に自家用と来客用駐車場に使用予定とし申請されました。現地を確認しましたが問題はなく許可相当と考えます。

番号5について、顛末書付きの申請です。申請地は読合堂町地先、地目は登記が「畑」、現況は「宅地」、面積は88平方メートルの申請です。転用目的は売買で権利を設定し宅地と自動車整備工場に転用ということです。現地を確認しました結果、すでに住宅兼自動車整備工場として利用されており、許可はやむを得ないと考えます。

なお、一体敷地内に別に売買を進めている土地もあるということで、今後また転用申請があるのかなと思います。

番号6について、顛末書付きの申請です。市子沖町地先で登記は「田」、現況は「宅地」で面積は221平方メートルの申請です。転用の目的は売買により権利を設定し、先に取得した住宅の隣地で自家用駐車場として利用する予定ということです。現地を確認した結果、許可相当と考えます。

議長 続いて〇〇委員、お願いします。

35番 番号7、大塚町の案件です。面積は92平方メートルで転用目的は専用住宅となっております。この件は顛末案件となっております、すでに既設建物の敷地の一部になっている土地です。申請地の近くに父親が住んでおり、妻の実家近くに家を建てることになり転用申請されたものです。近隣農地への影響はなく許可相当と考えます。

番号8、妹町の437平方メートルの土地です。現状は防草シートが張られて保全管理されており建売住宅を目的の転用申請です。第2種農地ということで近隣には住宅建築もされており、転用に関して近隣農地に問題はないと思います。

番号11は、今崎町の477.75平方メートルの土地です。転用目的は自己用戸建専用住宅ということです。隣接地に田があることから用水の心配はないのか気になったのですが、現地確認したところ問題ないことがわかりました。第2種農地ということで転用はやむを得ないと考えます。

議長 現地調査の報告が終わりましたので、番号1から順にご意見をお聞きしたいと思います。  
まず、番号1について、ご意見ご質問はございますか。

議長 無いようですので、次に番号2についてはいかがでしょうか。

議長 よろしいですか。次に番号3についてはどうでしょうか。

議長 番号3の大規模案件について、農振地除外がされたのはいつでしたか。〇〇委員の報告で触れられていましたが、さらに詳しく説明ください。

事務局 令和3年6月17日付けで除外されています。

議長 わかりました。

議長 次に番号4についてはどうでしょうか。

議長 番号5の顛末案件についてはどうでしょうか。

議長 ここまでよろしいですか。  
それでは次に番号6についてはいかがですか。

議長 番号7についてはどうですか。

議長 番号8についてはございませんか。

議長 番号11についてはどうでしょうか。

議長 特にご意見ご質問が無いようですので、採決に移ります。  
本案件を承認される方は挙手をお願いいたします。

議長 全員賛成と認めまして、本案は可決いたしました。

議長 次に議案第4号「空家に付属した農地の指定の解除について」を議題とします。  
事務局から説明願います。

事務局 議案第4号、東近江市空家に付属した農地の別段面積取扱基準第7条の規定に基づき、次のとおり申請があったので、空家に付属した農地の指定を解除することに意見を求めます。  
本件の申請人は五個荘伊野部町に居住する者で、遊休農地を解消したため空家に付属した農地の指定の解除を受けるために申請があったものです。  
申請地は、五個荘伊野部町〇〇〇番、面積165平方メートルの農地の1筆で、現況地目は畑です。解除理由は遊休農地の解消です。  
本案件は、令和3年4月期の月例総会において空家に付属した農地の指定を受け、5月期月例総会では、農地法第3条許可で売買による所有権の移転が行われております。  
令和4年4月14日付で指定解除の申し出があり、現地確認を行ったところ、野菜などの作付けをされており遊休農地の解消が確認できましたので、東近江市空家に付属した農地の別段面積取扱基準第7条に基づき指定を解除するものです。  
指定の解除により、当該農地は別段下限面積の適用がなくなり、所有権移転の際には、通常どおりの5反要件が適用されることとなります。  
担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

議長 事務局の説明が終わりました。  
本件について、ご意見ご質問はございませんか。

議長 無いようですので、採決に移ります。  
本案件を承認される方は挙手をお願いいたします。

議 長 全員賛成と認めます。  
本案は可決いたしました。

議 長 次に議案第5号「東近江市農用地利用集積計画（案）について」と関連します  
議案第6号「東近江市農用地利用集積計画の取消し（案）について」を一括し  
て議題とします。  
事務局の説明を願います。

事務局 議案第5号東近江市農用地利用集積計画（案）を説明いたします。  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により市が農用地利用集積計画  
を定めるものです。  
今回の農用地利用集積計画は5月31日の公告を予定しておりまして、公告によ  
って所有権が移転され利用権が設定されることとなります。  
今回の所有権移転は9件24筆44,451平方メートル、利用権設定は54件110筆  
204,953.49平方メートルです。設定を受ける認定農業者は13名で  
205,801.49平方メートルが集積されており、認定農業者への集積率は約83パー  
セントです。  
まず、議案の1ページから8ページが所有権移転で、9ページ以降が利用権設  
定の議案になっております。次に補足説明をさせていただきます。  
1ページの番号1の所有権を移転する農地は上羽田町の1筆であり、1,000,000  
円を対価として売買により、令和4年6月10日に所有権が移転されます。移転  
をする者は上羽田町に居住する者で、移転を受ける者は上羽田町に居住する認  
定農業者となっております。  
2ページの番号2の所有権を移転する農地は上大森町の1筆であり、309,000  
円を対価に売買により令和4年6月10日に所有権が移転されます。移転をする  
者は上大森町に居住する者で、移転を受ける者も上大森町に所在する農事組  
合法人となっております。  
2ページの番号3の所有権を移転する農地は瓜生津町2筆及び上大森町の7筆  
であり、合計2,125,900円を対価に売買により令和4年6月10日に所有権が移  
転されます。移転をする者は上大森町に居住する者で、移転を受ける者は上大  
森町に所在する農事組合法人となっております。  
3ページの番号4の所有権を移転する農地は市辺町の1筆であり、150,000円  
を対価に売買により、令和4年6月10日に所有権が移転されます。移転をする  
者は大森町に居住する者で、移転を受ける者は市辺町に居住する者となつてお  
ります。  
移転を受ける者は、認定農業者資格を取得されておりませんが、認定農家であ  
る農事組合法人市辺こぼし野ファームの構成員であり、農地を取得したと同時  
に、直接利用権設定をする予定です。利用権設定については、議案書9ページ  
番号1に該当し、令和4年6月10日を始期日としております。このことから、  
農業経営基盤強化促進法第18条第3号2項により、〇〇氏は認定農業者である  
法人の構成員であることから、所有権移転と同日付で法人への利用権設定をす  
ることによって所有権移転ができるものです。  
4ページの番号5の所有権を移転する農地は上大森町4筆及び御園町の4筆で  
あり、合計868,950円を対価に売買により令和4年6月10日に所有権が移転さ  
れます。移転をする者は近江八幡市に居住する者で、移転を受ける者は上大森

町に居住する認定農業者となっております。

5 ページの番号 6 の所有権を移転する農地は五個荘木流町の 1 筆であり、贈与により令和 4 年 6 月 10 日に所有権が移転されます。移転をする者は愛知郡愛荘町に居住する者で、移転を受ける者は五個荘木流町に居住する者となっております。

移転を受ける者は、認定農業者資格を取得されておりませんが、認定農家である農事組合法人きながせファームの構成員であり、農地を取得したと同時に、利用権設定をする予定です。利用権設定については、議案書 14 ページ番号 7 に該当し、令和 4 年 6 月 10 日を始期日としております。このことから、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 号 2 項により、〇〇氏は認定農業者である法人の構成員であることから、所有権移転と同日付で法人への利用権設定をすることによって所有権移転ができるものです。

6 ページの番号 7 の所有権を移転する農地は乙女浜町の 1 筆であり、807,000 円を対価に売買により令和 4 年 6 月 10 日に所有権が移転されます。移転をする者は乙女浜町に居住する者で、移転を受ける者も乙女浜町に居住する認定農業者となっております。

7 ページの番号 8 の所有権を移転する農地は栗見新田町の 1 筆であり、820,000 円を対価に売買により令和 4 年 6 月 10 日に所有権が移転されます。移転をする者は大中町に居住する者で、移転を受ける者は栗見新田町に居住する認定農業者となっております。

8 ページの番号 9 の所有権を移転する農地はきぬがさ町の 1 筆であり、400,000 円を対価に売買により令和 4 年 6 月 10 日に所有権が移転されます。移転をする者は伊庭町に居住する者で、移転を受ける者も伊庭町に居住する者となっております。

移転を受ける者は、認定農業者資格を取得されておりませんが、認定農家である農事組合法人來夢きぬがさの構成員であり、農地を取得したと同時に、滋賀県農林漁業担い手育成基金に利用権設定をしております。議案書の最終ページにある中間管理機構事業分の 1 ページの番号 1 に該当します。そのため、利用権設定も令和 4 年 6 月 10 日を始期日としております。このことから、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 号 2 項により、〇〇氏は認定農業者である法人の構成員であることから、所有権移転と同日付で機構に利用権設定することによって所有権移転ができるものです。

次に貸借の利用権関係ですが、9 ページから 27 ページまでが所有者と耕作者による利用権設定となっております。

そして、27 ページの次のページ以降には、中間管理機構事業分として利用権設定の議案を上程しております。

中間管理事業に伴う利用集積計画（案）を説明させていただきます。

所有者である貸し手から農地中間管理機構である滋賀県農林漁業担い手育成基金に貸付される為の利用権の設定です。

農地中間管理事業に伴う集積計画（案）につきましては、設定を受ける者である借受人は、滋賀県農林漁業担い手育成基金となり、農用地利用集積計画については令和 4 年 5 月 31 日の公告を予定しております。こちらについては、先ほど説明しました「所有権移転の 8 ページの番号 9」の案件であり、始期日は所有権移転と同日の令和 4 年 6 月 10 日となります。

本案については、農用地の効率利用、安定的に農業経営を行うと考えられます

ことから、農用地利用集積計画（案）の決定をお願いするものです。

続きまして、議案第6号「東近江市農用地利用集積計画の取消し（案）について」説明をさせていただきます。

今回の取消しは、令和4年3月31日に公告のあった利用権設定について、取消し公告の決定を求めるものです。

1ページの番号1の議案については、令和4年3月10日に開催された農業委員会の直前に、利用権設定を受ける者が死亡されました。市への申し出が4月となり、3月31日の公告後に判明したため、取消しをするものです。

2ページの番号2の議案につきましては、滋賀県農地中間管理機構の利用権設定と相対の利用権設定が重複して設定されたため、相対の利用権設定の取消しをするものです。

なお、農地中間管理機構の利用権設定は4月2日が始期日となっております。

以上が議案第6号の説明となります。

どうぞよろしくお願い致します。

議 長 なお、本議案については関係者に、〇〇 〇〇 委員がおられます。農業委員会法第31条の規定に基づく「議事参与の制限」により、当該案件の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。関係議案審議終了後に入室、着席していただきます。

議 長 本案について、ご意見ご質問はございますか。

議 長 ありませんか。

議 長 無いようですので採決に移ります。  
議案第5号「東近江市農用地利用集積計画（案）について」と関連します議案第6号「東近江市農用地利用集積計画の取消し（案）について」、承認される方は挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。  
両案は可決いたしました。  
審議は終了しましたので、〇〇委員は入室、着席をお願いいたします。

議 長 次に議案第7号「農用地利用配分計画（案）について」を議題とします。  
事務局から説明を願います。

事務局 中間管理事業の推進に関する法律により、滋賀県農林漁業担い手育成基金が農用地利用配分計画（案）を作成し、農業委員会の意見を聴くこととなっております。  
農地中間管理機構からの委託を受けて市やJAが窓口となり、1月～2月にかけて、賃借契約からの同耕作者の貸替えなど耕作者が決定している農地について、貸し手からの受付と借り手の募集を行い、その後農地中間管理機構と連携して、利用調整会議を経ることなく、農用地利用配分計画（案）を作成したものです。

先の議案で決定いただきました滋賀県農林漁業担い手育成基金と利用権設定された農地について、機構がマッチングを行い、借受希望のあった法人、認定農業者などの担い手へ貸付を行うものとなっております。

今回の議案については、先ほど所有権移転で説明した1案件となります。

配分計画の契約開始日は令和4年6月25日からとなっております、県の公告予定日は6月24日となっております。

農用地利用計画配分（案）についての説明は以上ですが、本日、この計画（案）に対するご意見をお伺いした後、滋賀県農林漁業担い手育成基金がこの計画（案）を県に提出され、知事の認可、公告という流れとなります。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 この案件について、ご意見ご質問はございますか。

2 番 農用地利用配分（案）の表紙の次の1ページ、最上段行の左端に「令和3年度」という表記があるが、これでよいのか。

事務局 こちらは令和3年度の第6回の随時募集（1月～2月）をした案件ですので、県の定めるスケジュールからこの時期の議題となったものです。

議 長 他にはございませんか。

議 長 無いようですので採決に移ります。  
本案件を承認される方は挙手をお願いいたします。

議 長 全員賛成と認めます。  
本案は可決承認されました。

議 長 次に、先ほど追加提案のあった議案第8号「土地改良事業参加資格交替の申出について」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 土地改良事業に参加する資格は、所有権に基づき耕作する者又は農地を借り受けて耕作する者となっております。

しかし、農地を借り受けて耕作する場合でも、土地改良法第3条第2項に基づき、農業委員会に対し、所有者及び耕作者が合意によって土地改良事業に参加する資格の交替すべき旨申出があり、これを農業委員会が承認することにより資格が交替することができるとなっております。

このことから、土地改良事業に参加する資格の交替すべき旨の申出があり、これに対し承認することについて意見を求めるものであります。

本日、配布しました追加議案書をご覧ください

今回の申出件数は1件で、その理由につきましては、土地改良事業の参加資格者は本来、耕作者にありますが、土地改良事業に係る賦課金及び事業完了後における維持、管理費用については耕作者でなく土地所有者が負担することで双方が同意されています。

また、賦課金については、土地改良区を適切に管理、運営していく上で重要な資金であり、負担する事となる土地所有者は組合員として土地改良区の運営を

見守る必要があることから資格の交代を申し出されたものであります。  
以上のことから、現資格者である耕作者から、新資格者である所有者に事業に参加する資格を交替することが、土地改良事業の円滑な推進や管理運営に資することとなる等、土地改良事業の目的に照らし妥当と認められますので、申し出を承認することは相当と判断します。  
以上よろしく申し上げます。

議 長 本件について、ご意見ご質問はございますか。

議 長 無いようですので採決に移ります。  
本案を承認される方は挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。  
本案は可決承認されました。

議 長 それでは次に事務局長の専決事項として処理しております報告第1号から報告第4号までを一括して、事務局に報告を求めます。

事務局 報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の報告について」、番号1、五個荘小幡町の住宅用地の案件から番号9、同じく五個荘小幡町の住宅用地の案件の9件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、事務局長専決により届出を受理しましたので報告します。

報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について」、番号1から番号16につきましては、全て相続により所有権を取得されたものです。届出人について、「あっせん希望の有無」については、すべて無となっています。

報告第3号「農地の貸借権の合意解約の報告について」賃貸借の合意解約について、賃貸借権の合意解約につきましては、1番から21番までです。続いて記載の使用貸借の合意解約につきましては、1番から5番です。なお、合意解約内容及び解約理由につきましては議案書記載のとおりです。

報告第4号「市街化調整区域内における農家住宅の農業者証明の報告について」、番号1から番号3まで、3件の届出がありました。  
今回の申請は、建築主が農業者基準第1号と農業者基準第5号に該当する農業者であることの証明願いであるため、審査の結果、該当する農業者であることを確認しましたので、証明書の交付につきましては、農業委員会規程第9条に基づき「事務局長専決事項」として交付しております。  
以上、報告とさせていただきます。

議 長 ただいまの報告につきまして、ご意見ご質問はございますか。

議 長 よろしければ、報告事項でもありますので、これで終了とさせていただきます。

議 長 以上で本日の議案審議は全て終了いたしました。  
これをもって令和4年度第2回（5月期）の月例総会を終了いたします。



長時間のご審議ありがとうございました。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

議 長                   ○   ○           ○   ○

7 番                   ○   ○           ○   ○

9 番                   ○   ○           ○   ○